

令和2年2月26日

第5回
今治市都市計画マスタープラン
検討委員会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 令和2年2月26日(水) 午後1時30分～午後2時50分

場 所 : 今治市総合福祉センター 1階 会議室

- 次 第 :
- 1 開会
 - 2 委員会開催にあたって
 - 1) 事務局挨拶
 - 2) 資料の確認
 - 3 議事
 - 1) 前回委員会における意見と対応について
 - 2) 推進方策等について
【都市計画マスタープランの実現に向けて】
 - 3) 今治市都市計画マスタープラン(素案)について
 - 4 閉会

(出席委員)

羽鳥 剛史	三好 哲	菊川 良明
岡田 泰司	近藤 佳代	村上 伸幸
田中 久恵	宇佐美 浩子	坂井 克巳
島村 裕之	新延 清	

以上 11 名

午後1時30分 開 会

事務局

お待たせいたしました。お時間が参りましたので、ただいまより、第5回今治市都市計画マスタープラン検討委員会を開催いたします。前回同様、私、都市政策課の阿部が会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の進行につきましては、お手元の資料にあります「第5回今治市都市計画マスタープラン検討委員会会次第」に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに、事務局を代表しまして、都市政策課長の山本よりご挨拶申し上げます。

山本課長

失礼いたします。都市政策課長の山本でございます。

本日は、ご多忙の中、検討委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

社会情勢が大きく変わる中、新しい時代を見据えた持続可能な今治市のためのマスタープランの策定にご尽力をいただき、検討委員会も今回で5回目の開催となります。

今回の検討委員会では、マスタープラン実現に向けての方策等についてのご検討をいただいた後、これまで皆さまのご意見を取り入れた集大成ともいえます今治市都市計画マスタープランの素案についてご意見等をいただく予定としております。

今治市都市計画マスタープランは、これからの今治市の都市づくりの大きな方針を示すものでございます。前回同様、委員の皆さまからは忌憚のないご意見をぜひお聞かせいただければと思っております。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、会の進行に移りたいと思いますが、本日は今治市連合自治会の松田俊一委員、今治青年会議所の渡辺仁委員が所用のため欠席されております。従いまして、ただいまの出席委員の数は11名となりますので、今治市都市計画審議会条例にあります、委員会開催に必要な定員である過半数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきます。まず、本日も用意させていただいております会次第、委員名簿、配席図はございますか。よろしいですか。

また、こちらの資料につきましては、最後にメモ紙を添付しておりますのでご活用いただければと思います。

続きまして、本日もご協議していただきます資料の確認をさせていただきます。

まずは、先ほどの会次第と一緒に皆さまの机に配布させていただいております、「第5回今治市都市計画マスタープラン検討委員会」と書かれている資料でございます。こちらは

本日の議事2でご説明いたします推進方策、「都市計画マスタープランの実現に向けて」というところで説明させていただきます、スライド説明用の資料になります。

続きまして、本日お持ちいただいております資料1と資料2でございます。こちらの資料につきましては、皆さまに事前に配布させていただき、確認をしていただいた資料でございます。資料1につきましては、第4回の検討委員会で皆さまからいただいたご意見とその対応について取りまとめたものでございます。

資料2につきましては、前回までに検討委員会でご意見いただいた内容、また、各担当事業課へ意見照会した内容などを踏まえて作成しました「今治市都市計画マスタープラン（素案）」となります。こちらは本日の議事3で素案の内容など全体的なご意見をいただきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、こちらの資料につきましては、事前にご説明させていただいておりますが、資料の内容につきましては、時間の関係上、予定しておりませんので、ご了承いただければと思います。

お手元の資料よろしいでしょうか。事務局にいくつかご用意しておりますが、よろしいですね。

また、先月になりますが、1月21日の今治市都市計画審議会におきまして、これまで検討委員会で検討いただいた内容につきまして第2回目の報告をさせていただいておりますことをご報告いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。今治市都市計画マスタープラン検討委員会運営要領第5条第1項によりまして、羽鳥委員長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

羽鳥委員長

皆さま、こんにちは。

本日は、第5回今治市都市計画マスタープラン検討委員会で、1年以上かけて今まで議論をしてきましたが、ようやく全体の計画の素案ができて、順調にいけば次年度、市民の方に公表することになります。

本日の議論としては今後の推進方策を中心に、引き続きご協力をいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議事を進めてまいります。まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。坂井委員と新延委員のご両名を指名いたします。よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

続きまして、議事録の公開についてお諮りします。今治市の「付属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしております。委員の皆さまに自由に発言していただくため、これまでと同様、発言者の氏名については公表しないこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

羽鳥委員長

ありがとうございます。

では、議事録については氏名を伏せて一部公開とさせていただきます。

それでは、本日は大きく3つ議事がございますので、次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず初めに、議事1「前回委員会における意見と対応について」、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、「第4回検討委員会における意見と対応について」説明させていただきます。こちらにつきましてはお手元の資料1、A4の資料があると思いますが、そちらをご覧くださいいただければと思います。また、細かい内容については資料2の素案に反映しておりますので、適宜参照していただければと思います。

それでは資料1の説明をさせていただきます。

まずは1点目でございますが、『蒼社川と頓田川がある地域では「④自然的環境および歴史・文化資源の保全と活用」という項目に「安全で快適な水辺空間としての整備」という内容を記載しておりましたが、「⑤災害に強いまちづくりの推進」に関する記述も必要ではないか』というご意見をいただいております。このご意見を踏まえ、河川に関する記述は「⑤災害に強いまちづくりの推進」に記載しています。

災害については、県の指摘事項を踏まえて内容を追加しておりますので、素案の81ページをご覧くださいませでしょうか。

81ページは、市街地地域の災害に関する項目になりますが、アの「地震・津波対策」に住宅の耐震化促進などに対する内容を追記したほか、地域にもよりますが、イの「土砂災害・水害対策」にハザードエリアに関する内容を追加しております。河川に関する記述もイに追加しております。そして、ウの「地域防災体制の充実」として、防災意識の向上や自主防災組織などの防災体制の強化といった内容を新たに追加しています。

このように素案で新たに追加した箇所や変更した部分については赤文字で記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは資料1に戻ります。

2点目は、「海事クラスターの意味がわかりにくいため説明が必要ではないか」というご意見をいただきました。こちらについては素案の102ページになりますが、地域づくりの目標の下のところに、『海事クラスター』とは、海運・造船・船用工業等の海事産業やそ

の関連産業が集積している状況」という注釈を新たに追加しています。

続きまして3点目、「自転車ネットワークの拠点づくり」について、「自転車ネットワーク」という言葉を糸山や湯ノ浦で使用するのは不自然ではないか。「サイクリングの拠点づくり」などにした方がよいのではないか」というご意見をいただきましたので、ご指摘を踏まえて「サイクリングの拠点づくり」という名称に変更しています。

続いて4点目、「バリクリーンに環境教育の視点を盛り込んでどうか」というご意見をいただきました。こちらは素案の93ページになりますが、バリクリーンの記載箇所に「環境啓発・体験型学習や情報発信等を通じて、循環型社会への形成や環境保全に向けた取り組みを推進します」と、環境教育の視点の内容を新たに追加しています。

続きまして5点目、「玉川地域に「温泉」という文言を入れていただきたい」というご意見をいただきましたので、素案の115ページになりますが、次の内容を追加しております。

「『伊予の三湯』の一つといわれている鈍川温泉については、豊かな自然に囲まれた地域固有の温泉地として活用を促進するとともに、鈍川せせらぎ交流館をはじめとする温泉施設等の適切な維持管理を図ります」という内容を新たに追加しています。

資料1の裏側、6点目になりますが、「市街地に人を呼び込むためには、自転車に関する拠点を市街地内に位置づけてもよいのではないか」、また、「島しょ部の自転車施策を充実させるべきである」というご指摘をいただきました。

こちらの内容につきましては、議事の2で説明いたします「第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて」の「今治市サイクルシティの推進に向けた取り組み」において、しまなみ海道サイクリングロードやブルーライン等を活用したサイクリングコース及びJR今治駅前に整備予定のサイクリングターミナルなどについて記載しておりますので、後ほど説明をさせていただければと思っています。

資料1につきましては以上ですが、1点追加がございまして、「島しょ部の交通環境の中に、しまなみ海道の4車線化に関する内容について」ご意見をいただいております。こちらについては、本四高速に確認したところ、「現段階では具体的な予定は未定である」という回答をいただいたので、本マスタープランでは維持管理の方針のみを記載することとしています。

以上が資料1の説明になります。

羽鳥委員長

ありがとうございました。

今の点についてご質問、コメント等はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。議事の2「推進方策等（都市計画マスタープランの実現に向けて）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料2の素案の説明ということで、こちらについてはパワーポイントで説明させていただきますので、前方のスクリーンをご覧くださいと思います。お手元にも資料を配布しておりますので、見えにくい場合はそちらをご参照いただければと思います。

それでは説明をさせていただきます。

まず、本題に入る前に都市計画マスタープランの検討フローを示しています。昨年度からご検討いただきました今治市都市計画マスタープランですが、本日の第5回目が最後の開催となっております。これから説明します議事2につきましては、都市計画マスタープランの推進方策に関する部分になりまして、素案でいうところの第5章の部分になります。

なお、計画書全体を通しての意見については、この後の議事3で質問を受け付けておりますので、そちらでしていただければと思っています。

それでは、本日の議事2の内容について説明をさせていただきます。こちらは「第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて」についてです。

この第5章では、都市計画マスタープランで掲げた方針等の実現に向けて、今後の取り組みや都市づくりの進め方、進行管理について記載しています。構成としては5-1から5-3の大きく3つに分かれています。5-1は「都市像の実現に向けた基本的な進め方」としてありまして、主に3つの取り組みについて記載しております。

1つ目は「多極ネットワーク型都市構造」に向けた取り組みになります。今後も持続可能な都市づくりを実現するため、将来都市構想で示した「多極ネットワーク型都市構造」の実現を目指し、様々な取り組みを推進していきます。

「多極ネットワーク型都市構造」といいますのは、こちらの図に示していますように、中心拠点（中心核）や生活拠点などが、利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造を指しています。その実現のために、「適正な土地利用の誘導」、「小さな拠点づくり」の促進、「公共交通政策との連携」をうたっています。

「適正な土地利用の誘導」について、市街地に関しましては、立地適正化計画の作成を検討し、中心市街地等に都市機能や居住の段階的な誘導を推進していきます。これにより、まちなかの生活利便性の向上やにぎわいの創出などを図っていきます。市街化調整区域では、必要に応じて開発許可の運用等の都市計画の見直しを図るなど、コンパクトな都市づくりを推進するため、適切な土地利用に誘導を図っていきます。

一方で、都市計画区域外等の地域においては、「小さな拠点づくり」の活用を検討していきます。「小さな拠点」というのは、この図に示しているような取り組みになりますが、中山間地域等の集落生活圏において、地域住民が自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、仕事や収入を確保していくという取り組みになります。このような取り組みを通じて、安心して暮らしていく上で必要な生活を受け続けられる環境を維持していきます。

続いて、「公共交通政策との連携」になります。

今治市では、持続可能な公共交通ネットワークの構築に必要となる考え方などを明らかにした「今治市地域公共交通網形成計画」が令和2年3月に策定（公表）予定となっています。

この「公共交通網形成計画」は、公共交通のマスタープランという位置づけになっておりますので、今後はその実現に向けた実施計画となる「地域公共交通再編実施計画」等を検討し、地域の需要や実情に応じた公共交通ネットワークの再編を図っていきます。このような施策の活用・連携を通じて、「多極ネットワーク型都市構造」の実現を目指していきます。

続いて、「ICT等を活用したまちづくりへの取り組み」になります。

近年、ICT、IoT、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術開発が進んでおりまして、まちづくりの分野においては、「スマートシティ」ということで、これらの技術を取り入れた都市の構造に向けた検討が進められています。

図にありますように、ICT等の新しい技術と官民が保有しているデータを掛け合わせて、個別分野のシステム構築を図るとともに、都市・地域全体を分野横断的に最適化を図っていく、ということが「スマートシティ」の狙いとなっています。

このよう流れを受けて、今治市においても、今後は住民や民間事業者等と連携し、まちづくりに活かされるICT等の様々な技術の活用を検討するとともに、スマートシティに関する体制の構築や計画の策定、事業の推進等に係る支援を検討し、都市の抱える諸問題の解決に向けた取り組みを推進していきます。

ここでは、今治市が抱える課題に対して、ICTを活用した解決策というところで3つの取り組み例を記載しています。

1つ目は、「公共交通ネットワークの維持・確保」という課題に対して「MaaSの導入」について記載しています。MaaSとは、交通手段によるモビリティ（移動）の1つのサービスととらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念となっており、イメージとしては、この図にありますように、利用者は、例えば目的地までの複数の交通手段（バス・鉄道・レンタサイクルなど）に対して、スマホで検索することはもちろん、予約や決済もできてしまうといった、複数の交通手段に対するサービスとなっています。海外では導入されている事例も多いですが、こういったものの活用により、公共交通の利便性の向上や効率的な運行を図っていきます。

2つ目は、「都市施設の適切な維持管理」に対して、「無人航空機（ドローン）等のセンシング技術の活用」をうたっています。例えば、AIを活用して技術者による点検が必要な箇所を事前に抽出する「スクリーニング」を行ったり、ドローンを使った点検やその記録の自動化、さらにその記録を蓄積していくことも可能になりますので、このような技術を用いて安全で効率的・効果的な点検等の実施につながっていきます。

3つ目は、「安全・安心なまちづくりの推進」をしていくために、「河川・潮位監視カメ

ラや緊急情報一斉配信等による防災情報システムの充実と対応の迅速化」をうたっています。こちらにつきましては、河川画像や水位を監視するとともに、レーダー雨量などのデータを一元化し、情報伝達を行うことで、市民の方が防災情報を容易に入手することができます、早期の減災行動につなげることができます。

このようなICT技術の使用を事例として挙げていますが、この分野は日々進化・発展していくと思いますので、課題解決に向けて、うまくこういった技術を取り入れていくことが今後必要ではないか、ということに記載しています。

続いて5-1の最後になります、サイクルシティの推進に向けた取り組みになります。

サイクルシティ推進に向けた取組はこれまでも行ってきたところですが、下の図のルート青色になりますが、しまなみ海道サイクリングロードが第1次ナショナルサイクルルートに指定されたということもありますので、今後はこれまでの取組をさらに推進していく必要があるのではないか、と記載しています。

内容としましては、サイクリング拠点施設の拡張及び新設整備により受入態勢を整えるとともに、レンタサイクルサービスの質の向上及びE-BIKEの配備など、瀬戸内しまなみ海道の新たなステージに向けた受入環境の整備をしていきます。

さらに、しまなみ海道からJR今治駅までのアクセス道路の自転車通行空間の充実や、今治駅前に新たなサイクリングターミナルの整備することにより、サイクリストや観光客をしまなみ海道だけで完結してしまわないように、市街地への周遊促進を図っていきます。

右の図で示していますのは、県の計画で位置づけられているサイクリングコースと、本計画で位置づけている中心核やサイクリングの拠点を示しているもので、このようなルートをさらに活用して交流人口の拡大を図っていく、ということでこのような図を記載しています。

続きまして、5-2は「住民等と行政の協働による取り組み」としておりまして、4つの項目について記載しております。

1つ目は、「都市づくりに関する情報の公開と参加機会の充実」です。

住民等と行政の協働による取り組みを進めていくためには、住民が都市づくりに対する理解と関心を高めていくことが重要となります。そこで、都市計画に関する情報の公開・提供を積極的に進めるとともに、住民等と行政と一緒に議論できる場づくりを進めます。また、身近な公園、道路、河川などの都市施設の整備に関しては、計画づくりの段階から情報の公開やワークショップなどを行い、住民・利用者の視点に立った整備を進めていきます。

続いて、「都市計画制度の運用における透明性の確保」になります。

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものであることから、都市計画決定に係る手続きの透明性に配慮した適切な制度運用が求められます。そのため、都市計画の案の作成にあたっては、地元説明会の充実、都市計画提案制度の適切な運用など、住民意向を把握し、案に反映するための取り組みの充実を図ります。また、都市計画の決定

にあたっては、案の内容や決定する理由、手続きスケジュールなどを分かりやすく広く周知を行っていきます。

3つ目は、「エリアマネジメント活動への支援」になります。

これまでのまちづくりは、行政が主体の都市計画や公共施設等の整備が中心となって展開されていましたが、今後は市民、企業、NPO等が担い手となって地域の価値の向上に取り組む「エリアマネジメント」が重要となります。

エリアマネジメントとは、一定のエリアを対象にした活動で、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業主、地権者などによる主体的な取り組みのことを指します。

今治市においても、いくつかのエリアマネジメント活動が見られています。例えば、今治シビックプライドセンター（ICPC）による、みなと交流センター（はーばりー）や今治港を起点にした中心市街地の活性化に向けた取り組み、それからFC今治と連携した新サッカースタジアムの活用による地域連携や広域交流の推進などが挙げられます。

このような、公民連携によるプラットフォーム構築や活動団体に対する助成について、今後も引き続き検討していくとともに、エリアマネジメント活動に不可欠であるまちづくりを担う人材を育成するための住民等の交流機会の創出や担い手の育成に関するセミナーの開催、情報提供等についても検討を行なっていきます。

続いて、「都市計画制度の活用」になります。こちらは2つありまして、1つ目は地区計画制度です。生活に密着した身近な地区において、下の図に示しているような内容について、土地や建物の所有者などが主体となって話し合い、考えを出しながら地区の将来像を描く、地区計画制度を活用しながら、特に地域住民が主体となったきめ細かな計画やルールづくりを推進していきます。

2つ目が都市計画提案制度になります。都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくりNPO法人等が、一定の面積以上の一体的な区域について、都市計画の決定または変更について提案できるものになります。これらの制度を活用し、住民の関心を高めることで、今治市のまちづくりへの主体的な参画促進に努めていきます。

以上が、5-2「住民等と行政の協働による取り組み」になります。

続いて、5-3「計画の進行管理」になります。

計画の進捗については、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて改善を図るなど、PDCAサイクルで進行管理を行うとともに、社会や住民生活の変化などに対応した計画の運用がされるよう、総合計画等の上位・関連計画との整合を図りながら、計画内容の充実を図ります。PDCAサイクルは、計画、実施、評価、改善を繰り返し、継続的に改善する手法で、それぞれの頭文字をとって呼ばれています。

その中の評価（Check）の段階においては、下の表にありますように、本計画で掲げている5つの「都市づくりの目標」ごとに評価の視点を設定しています。例えば、目標1は「適正な拠点配置と土地利用による持続可能な生活圏の形成」を目標としていますので、評価

の視点としては、「適正な土地利用による拠点の形成と居住の誘導」や「拠点や地域を結ぶ交通体系（公共交通機関）の維持」が適切にできているかどうか、になります。

同様に、目標2では「公民連携によるにぎわいの再生と住みよい環境の創出」という目標のために、「中心市街地の活性化と公民連携によるにぎわいづくり」や「歩行者・自転車空間等の充実による魅力的な都市空間の形成」が達成されているかどうか、という視点になります。

このように、目標5まで評価の視点を設けており、計画の進捗状況を適宜判断し、適切に進行管理を行うものとしています。

以上が、推進方策について記載している「第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて」の内容になりますが、ここで第2章について、補足で説明させていただきたいと思えます。

都市計画マスタープランの全体が見えてきたところで、第2章の目指すべき都市像の「都市づくりの理念」について、事務局の方であらためて再考してはどうかという流れになりましたので、その説明をさせていただきます。

都市づくりの理念については、第2回検討委員会（平成31年2月開催）において、「第2次今治市総合計画に掲げる将来像を継承し、それを都市計画マスタープランでも『都市づくりの理念』として設定する」という話になっていました。

その総合計画の将来像は、「ずっと住み続けたい “こちいい（心地好い）” まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」となります。

これを都市づくりの理念としていましたが、今回、全体の方針が概ね固まりましたので、あらためて今治市都市計画マスタープラン独自の「都市づくりの理念」を設定しました。それは「瀬戸内の魅力を活かし、地域の暮らしを守る都市づくり～ずっと住み続けたい、“こちいい（心地好い）” まちを目指して～」としております。

その意味としましては、瀬戸内しまなみ街道や歴史・文化的な遺産、豊かな自然環境、海事都市を象徴する港など、瀬戸内海に囲まれた今治市固有の地域資源を活かし、今治市の核となる中心市街地を魅力的で機能的な地域としてにぎわいや活気を取り戻すとともに、今治新都市や地域の拠点などの他の地域と個性を活かし、相互に補完し合いながら連携を図ることで、今治市全体として調和のとれた都市づくりを目指します。

そして、今後も人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、持続可能な都市経営の観点から、コンパクトな地域が公共交通ネットワークで結ばれることで、利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを目指します。また、近年多発する自然災害や、今後発生が予測されている南海トラフ大震災等に適切に対応した安全・安心に暮らせる都市づくりを目指していきます。

このような思いを込めて新たに設定をしたところでございます。こちらについても、ご意見などがあればお願いいたします。

以上が資料2の説明になります。

羽鳥委員長

マスタープランの第5章を中心に、理念の部分で修正（案）が出されましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

A 委員

抜粋冊子の 142 ページになろうかと思えます。パワーポイントでもありましたが、5-1の(1)の「①適正な土地利用の誘導」の下から3番目、「一方、市街化調整区域においては必要に応じて開発許可の運用等の都市計画の見直しを図るなど、コンパクトな都市計画づくりを推進するため、適正な土地利用の誘導を図ります」というのは、どちらの意味なのか。趣旨としてはどういう意味ですか。

事務局

基本的には、都市計画マスタープランでは、コンパクトなまちづくりを目指していこうという趣旨で考えております。

今現在、市街化調整区域で運用されている開発許可の基準などを見直しながら、市街化区域の中に居住誘導や都市機能の誘導を行う方向に今後は持っていきたいと考えておりますので、市街化調整区域に広げるのではなく、市街化区域の中に絞っていききたいという考え方を示しています。

事前に分野別の整備方針の中にも同じような意味合いの表現をしておりますが、委員からご指摘がありましたように、少し捉え方、ニュアンスが難しいという意見も出ておりますので、表現を変えた方がよいかと考えています。

羽鳥委員長

基本的には、市街化区域に集約したいが、例外を認めないわけにもいかない。そういう趣旨ですか。

事務局

今も市街化調整区域につきましては開発の緩和策が適用されていますが、そこを一気になくそうとは考えておりません。ただ、少しずつ絞っていくような方向に持っていきたいと考えています。

羽鳥委員長

この文章については、特に入れなくてもよいとも考えられますが、入れた方がよいのですか。強い意見ではなくて、例外を認めますということで、必要であれば入れてもよいと思いますが。

事務局

調整区域の緩和している部分を見直していこうという意味で掲載しています。コンパクトなまちづくりの趣旨に沿った形を変えていきたいという意味です。表現については、間違いのないような表現を考えていきたいと思います。

羽鳥委員長

ご質問があったように、調整区域の開発基準が厳しくなるのか、これまでよりも緩くなるのか、その趣旨をこの文章から想像するのは難しい。

事務局

調整区域での開発基準等において、十数年間、緩和策を運用しています。その結果、調整区域にポツポツ家が建つなど、スプロール化が問題になっています。それらを踏まえて、厳しくするというよりは、今治市として、これから先そういった問題が起きないようにするためにはどうすればよいかを考えて、それに合った基準に見直していく。スプロール化を解消するための方策を考えていくことであって、その内容によっては、厳しくなるところもあれば、緩くなるところも出てくると思います、

段階的に持っていかないと無理だと思いますので、その第1弾としてはこれを行い、第2弾としてはこれを行うということで、徐々につなげていきたいというところです。

羽鳥委員長

この表現にとどめざるを得ないということですか。

事務局

表現につきましては、再検討させていただければと思います。

羽鳥委員長

そのほか、いかがですか。

B委員

46 ページ、都市づくりの理念の枠の中で下から2行目、「南海トラフ大震災」と表現をされていますが、震災とは地震によって起こる被害のことだと思うので、「地震」の表現の方が望ましいと思います。検討をお願いします。

もう1点は、第5章の中で150 ページに計画の進行管理がありますが、これから計画の進行管理をどうするかを書いている中で上から2行目、「都市計画マスタープランに掲げた事業等を着実に実施していく」の「都市計画マスタープランに掲げた事業」とは、新たにマスタープラン以外に別途アクションプラン的なものをつくるのか。

道路や河川など、具体的な内容は第4章の地域別構想の中に書いていますが、具体的な事業とはどれを指すのか、見えてこない。

それからフォローアップとして、PDCAサイクルで進行管理を行うということですが、具体的に、例えば年1回、会を開いて進捗管理をするのか。どうお考えになっているか、教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

羽鳥委員長

前者に関しては正式に「南海トラフ巨大地震」にした方がよいかと思います。

後半の進め方についてはいかがでしょうか。

事務局

初めにありました、「都市計画マスタープランに掲げた事業等を着実に」というところですが、基本的には4章の地域別構想に掲げられている事業のことを指しています。マスタープランは大きな方針を示すものですので、そこから各事業計画が作られていくと思っておりますが、進行管理の中で書いている事業は、マスタープランで掲げている事業等を適切に、着実に実施していくことが今後のまちづくりにとって重要なことではないかという意図で掲載しています。

羽鳥委員長

今の段階ではまだ固まっていないと思いますが、今後、策定後にPDCAを回す上で新たな検討の場を準備するかどうかということについてはいかがですか。

事務局

進捗管理だけを検討する場を設けるのは難しいと思います。できることとすれば、今後も都市政策課で様々な計画をつくっていく中で、必ずアンケートや住民意見を求める機会がありますので、同様の質問等を行い、回答を得て、どこができていないか、どこが充実しているか、などをチェックしていきたいと思っています。

羽鳥委員長

お願いします。

C委員

そうすると、150ページ、評価の視点という項目をどういう形で見えるようにしていくか。アンケート調査による確認もあるでしょうが、それではあまり進捗状況が見えなかったと思います。

以前の委員会でデータを追加で出してもらったことがあります。そういうものを最初

につくっておくべきだと思います。PDCAの中で、それを評価の視点として持って、定性的な情報ではなく定量的なデータを入れておけば、チェックの時に見られるわけですから、そういう工夫を最初からしておく必要があるのではないかと。

民間企業ではそういうやり方をしていると思います。年度計画でも中期でも、もちろん長期でもやっていると思います。そういうことを取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これはほかでもやっているところがあると思いますので、それも参考にできるかと思っています。

羽鳥委員長

定量的な指標は、公共の施策に関しては難しいという気はします。ただ、アクションプランを具体的に事業に落とし込むような整理をしている自治体もあって、その事業の進捗率くらいであれば指標化はできると思いますが、市民にとっての効果を数字で表すのは、都市計画の内容だと難しいような気もします。

やりようはあると思います。ただ、委員会としては、これからアクションプランを作成するとなると時間がかかると思うので、今後という気はします。そのあたりはいかがですか。今は確約できないと思いますが、今後の進め方で何か取り入れる余地はありますか。

事務局

指標については、150ページに示している評価の視点で見ていこうという方針にしておりますが、これも内部で何度も検討した結果であります。

まずは、各目標に対して、都市施設であれば、例えば下水道の整備率を何年後には何パーセントにする、観光の入込客数を何年後には何人にするなど、それぞれの目標に対して考えました。ただ、今治市には様々な計画があります。下水道計画や公共交通網形成計画など、それぞれ個別計画がある中で、それらと指標が重複してしまわないかというところがありました。それらを踏まえ具体的な指標は都市計画マスタープランでは掲げにくいのではないかと。これが第1段階でした。

第2段階としましては、都市計画マスタープランに特化した内容で、アンケート調査の結果を用いて、1から5までの目標毎に指標を考えました。ただ、アンケート結果については、施策等の参考にはできるかもしれませんが、「主観的な内容を指標にするのはどうなのか」という意見もありまして、第2段階の指標も考え直すこととなりました。

最終的には、マスタープランは大きな方針づくりでございますので、現在お示ししている評価の視点を掲げることとしました。5年後、10年後に、指標の視点を見ながら、できているかどうかを評価していこうと考えております。

アクションプランというご意見もございましたが、マスタープランの評価に関しましては、評価の視点に基づく進捗管理を行ってはどうかということで、今回こういう形で考えさせていただいたというところでございます。

羽鳥委員長

いかがでしょうか。よろしいですか。

C委員

目標は定量化がしづらい。これはわからなくもないですが、そうすると目標と視点というより指標が重要ではないかと思えます。マイルストーンではないですが、ここまで行って、次はここまで行きます。視点とは別に、もう1つ、指標づくりをするのも工夫ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

当初は指標を設定する方向で進もうとしていたところもありますが、視点という見方で進めていきたいと考えております。

羽鳥委員長

2点あります。1点目は、指標については、事務局からありましたように、マスタープランという上位計画で個別の施策の指標を全部つくるのは難しいので、5-3に書けるとすれば、「今後策定する個別計画の中ではこういう指標をつくり、エビデンスベースで評価をしていく」という程度の理念を掲げる。逃げにはなりますが、その程度は書いてもよいという気がします。

2点目は、PDCAサイクルを回しますと最後に書いている以上は、これを行う場について検討する必要があります。これは庁内で開催するということですか。あるいは既存の場を活用できないのですか。「市と市民や関係者が議論を行う場でこういう視点に基づいて適宜評価を行います」というくらいは出さないと、PDCAを回しますといっても、市が自分たちで行うだけだと弱いような気がするので、折りに触れて「こういう視点で今治市の都市計画を評価していきます」。あるいは、年1回、委員会を立ち上げてもうまく回る気がないので、「既存の協議会で、常にこういう視点を意識しながら施策を見直していきます。」その程度なら書けるような気がします。

前半の指標に関しては、このマスタープランの中で全部を書くのは今からでは難しいので、「今後の個別計画づくりの中で指標をつくり、それぞれ改善していきます」と心構えを書く。一方で、今後PDCAサイクルをどのように回すかを書いてよいという気がしました。

事務局

検討します。

羽鳥委員長

ほかにいかがでしょうか。

C委員

今さらということであれば、それで結構です。145 ページの3に、「サイクルシティの推進に向けた取り組み」とあります。サイクルシティという言葉は、今治市の中ではよく使われると思いますが、調べてみると、サイクルはリサイクルやエコ、繰り返し使うという意味です。サイクルシティは、一般的に理解できる言葉でしょうか。

私は今治にいなかったもので、そういうことを感じるのかもしれませんが、以前からあって、当たり前になっているのかもしれませんが、今治以外の人に、サイクルシティは「バイシクル」という意味だということが、この言葉だけで見えるのでしょうか。

羽鳥委員長

サイクルシティという表現は、今治市の中では位置づけられている言葉ですか。

事務局

サイクルシティという言葉ですが、5～6年前に観光課にサイクルシティ推進室をつくり、サイクルシティという言葉で今治を売り出していく、ということになっています。それがイコール自転車という意味合いで、委員からご指摘をいただいたように、自転車はエコな乗り物なので、当時の担当者によればリサイクルやエコと引っかけているとのことでした。

そういう形で、市の計画として、「サイクルシティ構想」や観光課で現在パブリックコメントを行っている「今治市サイクルシティ推進計画」の中にもエコという言葉があります。様々な意味がありますが、今治市サイクルシティ推進計画でも「日本のフロントランナーを走りたい」としておりますので、今治市としては「サイクルシティ＝自転車のまち」というイメージで売り出していくと聞いております。

羽鳥委員長

せっかく今治市が頑張っておられるので、サイクルシティという名前の知名度をもっと上げていただくためにも、ここはこの名称にしたいと思います。

D委員

2点あります。1点は、150 ページの3行目に、「関係部局がこのマスタープランを共有し」とあります。共有する関係部局とはどこになるのですか。

事務局

関係部局は、マスタープランの計画に関係している各担当事業課になります。企画課をはじめ、道路課、農業土木課、農林関係、港湾関係など、マスタープランに関係する課に内容を確認していただき意見をいただいています。また、今治市の各担当事業課と、愛媛県でしたら東予地方局の今治土木事務所に内容を確認していただきます。そういったところが関係部局になります。

D委員

素案はまだ関係部局には見てもらっていないのですか。

事務局

素案は、まずは検討委員会の皆さまに見ていただいて、その後、再度、関係部局の皆さまに内容を見ていただいて最終的なご意見をいただこうと考えています。

計画書作成のどの段階でも、検討委員会での意見を取りまとめて修正し、各担当部局に意見をお伺いしています。そういう流れできていますので。素案についても、検討委員会で意見をいただいた後に各担当課から意見照会をするという流れで考えています。

D委員

市役所の課で関係のない課はないということですね。

事務局

全ての課には照会していません。ほぼというところで、代表の課だけ照会しているところもあります。

D委員

ほぼということですね。わかりました。ありがとうございました。

もう1点、149ページ、都市計画提案制度は、私たちにすれば都市計画に参画できる大きな目玉だと思いますが、流れ的にイメージがわからないので、もう少し詳しく説明していただければと思います。

事務局

都市計画提案制度は、土地所有者の3分の2以上の同意がある一体の土地について都市計画の変更を提案できるものでございます。

提案があって、所有者の同意があればすべて変更できるというのではなく、基本的には、今回策定する都市計画マスタープラン方向に即しているかというところで、今治市が考えるまちづくりと同じ方向であれば、行政としても都市計画の変更を認めていくという

制度になります。

D委員

地区計画と都市計画提案制度は、並列に並べていますが、どちらが上位にあたるのか。地区計画よりも都市計画提案制度の方が対象とするものが大きいというイメージがありますが。

事務局

基本的には、都市計画提案制度は、土地所有者の同意を得る必要がありますので、イメージとしては、空間的には狭い範囲で、地区計画とほぼ同等のスケールで提案されるケースが一般的には多いと認識しています。

例えば、事業所を廃業して更地にした土地に他の用途の建物を建てたいとなったときに、今の用途地域の規制では建てられないので、地区計画の策定とセットで用途地域の変更を提案したり、調整区域に必要な開発のために地区計画の策定を提案するという、スケールとしては1ha前後の感じかと思います。

D委員

直近であれば、今治第一病院のところは、都市計画の用途地域が変わったかと思いますが、そういうイメージですか。

事務局

そちらのケースは提案制度を活用したものではなく、何年かに一度、建物の現況や動向等を踏まえながら用途変更を実施している、市の見直し計画として用途を変更したのになります。

D委員

勉強不足でまだわからないのですが、149ページの右側のブルーの部分、庁内で検討委員会まで開いたものが都市計画審議会に行って、決定をしない場合は、提案者に差し戻すという意味ですか。

事務局

そうです。

D委員

ダメと差し戻したものを、決定できるような形の左側のピンクに向けて、もう一度、案を練り直すということですか。

事務局

提案制度では、提案の検討委員会を庁内で立ち上げることになります。提案の内容が、今治市にとって必要で、都市計画マスタープランに合っているから都市計画の決定（変更）をしようとなった場合は、都市計画の決定（変更）の手続きに進みます。庁内の検討委員会で、今治市にそぐわないと判断された場合は変更しない。青色の方に流れるということです。

そして、提案者には変更しない旨の連絡をします。そこでいったん流れとしては終わります。提案者にご検討いただいて変更できないかなれば事前相談の段階に戻ります。

D委員

その流れだと、「決定（変更）しない」の下に都市計画審議会があることの意味がわからない。庁内の検討委員会で決定（変更）しないとしたものを、もう一度、都市計画審議会でも決定（変更）しないと出せということか。

事務局

提案制度の流れですが、都市計画の内容について決定する・決定しないにかかわらず、都市計画の提案があれば、その結果等を都市計画審議会に諮ることになっています。

決定しませんでしたという通知を提案者にしますが、その中には、こういう理由でこういう結果になりましたという理由書を付けることになります。

D委員

わかりました。これは今まで今治市で実績はあるのですか。

事務局

現在のところ、提案制度で都市計画を変更した事例はございません。

D委員

推奨はしているのですか。

事務局

都市計画制度としては、都市政策課のホームページにも載せています。

D委員

ありがとうございます。

羽鳥委員長

よろしいでしょうか。

そのほか、よろしいですか。

それでは、議事2は終了したいと思います。

最後に、議事3の「今治市都市計画マスタープランに（素案）について」ですが、事前に事務局よりお配りしております資料2の内容について、ご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいですか。大丈夫ですか。

これが基本的に最終チェックということですね。

事務局

そう考えております。

羽鳥委員長

前回、細かい文言修正など、ご指摘いただいた部分を反映したものになりますので、追加のコメントは大丈夫ですか。

では、都市計画マスタープランの議事はすべての項目について議論をいただいたということで、検討委員会としては今回が最終になります。

本日、特に議事2のところ、第5章の最後の「進行管理」の部分については少し修正をしていただければと思います。それと、南海トラフ大地震の文言も修正していただければと思います。

検討委員会としては今回で最終とさせていただきますので、最後の修正の部分については事務局と議長の私とで確認をさせていただければと思いますので、ご一任をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

委員

はい。

羽鳥委員長

ありがとうございます。

長きにわたりましてご協力をいただきましてどうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

本日は、ご多忙の中、また、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます

た。ここで、先ほど私から説明させていただきましたが、今治市都市計画マスタープランの策定に関する今後の予定について簡単にご説明させていただきます。

本日ご意見をいただきました内容を踏まえまして素案を修正させていただきます。その後、修正した素案をもちまして、各担当事業課や愛媛県に素案の内容につきまして最終の意見照会を行います。それらを踏まえた内容で原案を策定いたします。

また、来年度は、都市計画マスタープランの法手続きを予定しております。まずは、市民の皆さまの意見を反映させるために、パブリックコメント、住民説明会を開催します。その後、市民の意見が反映された原案を作成し、最終的には今治市の都市計画審議会で承認をいただいたうえで、来年度中に新しい今治市の都市計画マスタープランとして公表いたしたいと考えております。

簡単ではございますが、今後の予定につきましては以上でございます。

それでは、最後になりましたが、事務局を代表しまして都市政策課長の山本よりお礼の挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

山本課長

本日は誠にありがとうございました。たくさんのご意見をいただきました。ご意見を反映させてマスタープランを策定していければと思っています。

マスタープランの内容にもありますが、今治市は人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化など、大きな転換期を迎えております。今後は、市民の皆さまの生活を維持しながら、どのように持続可能な都市づくりを行うかが課題となっております。この今治市をいかに引き継いでいけるかが課題であり、それにはコンパクトなまちづくり、安全・安心なまちづくりが重要であると考えております。

検討委員会を発足しまして約1年半、皆さまのご意見を取り入れながら、まだ素案ではありますが、これらの内容を踏まえた新しいマスタープランが出来上がるのではないかと感じております。

今後も今治市は、市民の皆さまと手をつなぎ、このマスタープランの内容を活かせるよう尽力をしなければならぬと考えております。引き続きまして、今治市の都市計画行政に関しましてご指導等をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、長期にわたり今治市都市計画マスタープランについてのご検討をいただき、誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これにて第5回今治市都市計画マスタープラン検討委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時50分 閉会